

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 第8版への改訂のポイント

- 総務省では、良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進する観点から、放送事業者等と番組製作会社等との間の適正な製作取引を推進しており、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を平成21年2月に策定し、その後、必要に応じて累次改訂を実施してきた。
- 今般、「ガイドライン遵守状況調査」及び「放送コンテンツ製作取引実態調査」（アンケート）の結果や、中小企業庁が実施する「価格交渉促進月間」フォローアップ調査の結果等を踏まえ、令和5年12月から、「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」において、ガイドライン改訂に向けた議論を実施。
- 同検証・検討会議では、著作権の帰属及び適正な製作費の在り方を中心に、発注側と受注側の業界団体からヒアリングを実施するとともに、番組製作現場の就業環境の実態について共有した上で議論を行い、この度、ガイドライン（第8版）（案）をとりまとめた。

論点① 著作権の帰属

- 著作権の帰属について整理した一覧表において、
 - ・ 製作会社が放送局に著作権を譲渡する場合には、放送局は十分協議を行った上で、適正な著作権譲渡の対価を決定する必要があることを明記。
 - ・ 製作会社と放送局（民放）が著作権を共有するケースについて、類型を追加するとともに、二次利用収益の分配は著作権の帰属、製作過程の役割分担等を踏まえて協議によって決定される旨明記。
- 十分な協議や対価の支払いをせずに、発注者に著作権を帰属させることがないよう、著作権の帰属や著作権譲渡の対価についての望ましいと考えられる事例を追加。

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 第8版への改訂のポイント

論点② 適正な製作費

- 取引価格の決定に当たっては、取引の一方当事者が協議を尽くしたと認識するだけでは不十分であること、価格転嫁のために定期的な協議を行うことを推奨する旨を明記。
- 契約書や発注書に記載することが望ましい事項について標準的なひな形を掲げている例や、価格交渉を促進するようなツールを作成した例など、他業種で実施されている手法を望ましい事例として紹介。

論点③ 就業環境の適正化

- 適正な就業環境の整備について、新章を追加。
- 発注者は、下請である受注者の問題とせず、サプライチェーン全体中での人権侵害や製作環境にも目を配っていくべきであることを明記。
- 発注者による長時間労働の防止のための配慮、ハラスメント相談窓口の周知、研修会・講習会の実施については、実態を把握し、好事例の横展開を図るなどの工夫が必要であり、望ましいと考えられる事例を記載。

その他

- 「フリーランス・事業者間取引適正化等法」及び同法の関連政省令・ガイドラインを参照する記述を追加。
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に関する記述を追加するとともに、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」等の改正を反映。